

平成25年 6 月 27 日

株 主 各 位

東京都台東区北上野二丁目23番 5 号

株式会社 イチケン

代表取締役社長 土 谷 忠 彦

第87回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成25年 6 月 27 日開催の当社第87回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項 第87期(平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月 31日まで)事業報告及び計算書類の内容報告の件

本件は、上記事業報告及び計算書類の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

本件は原案どおり承認可決され、平成25年 6 月 28 日を効力発生日として、利益剰余金から、当社普通株式 1 株につき 5 円の割合をもって、総額179,475,180円の金銭による期末剰余金の配当を行うことを決定いたしました。

第 2 号議案 取締役 5 名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、水野憲雄、土谷忠彦、長谷川博之、川口雄二、本山洋平の各氏が取締役に再選され、それぞれ重任いたしました。

なお、本山洋平氏は社外取締役であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本件は原案どおり承認可決され、木村隆夫及び青柳正敏の両氏が再選され、それぞれ重任いたしました。

なお、青柳正敏氏は社外監査役であります。

第4号議案 当社取締役が付与する株式報酬型ストックオプションの内容承認の件

本件は原案どおり承認可決され、本総会の日から1年以内に取締役役に割り当てる株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の概要を次のとおり決定いたしました。

- ①新株予約権の上限を60個(普通株式60,000株)とする。
- ②新株予約権と引換えにする金銭の払込金額は、新株予約権を割り当てた日における当社株式の市場価格及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額等をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算出した公正価額相当額とする。但し、これを新株予約権者の当社に対する報酬請求権をもって相殺することとし、新株予約権と引換えにする金銭の払込みを要しない。
- ③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行もしくは移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに発行もしくは移転すべき株式数を乗じて得られる金額とする。
- ④権利行使期間は、本総会の日の翌日から20年間の期間内で、取締役会の決議により決定する。
- ⑤新株予約権の割当を受けた後最初に開催される定時株主総会の終結の時までに取締役の地位を喪失した新株予約権者は、新株予約権を喪失する。
- ⑥新株予約権者は、取締役の地位を喪失するまでは権利行使できず、取締役の地位を喪失した日の翌日から1ヶ月間、かつ権利行使期間内に限り、権利行使できるものとする。
- ⑦新株予約権の募集事項及びその他の細目事項については、取締役会の決議により決定する。

以 上

【お知らせ】

《代表取締役の選定》

本総会終了後の取締役会の決議により、水野憲雄が代表取締役会長に、土谷忠彦が代表取締役社長にそれぞれ再選され重任いたしました。